

# 令和6年能登半島地震で人的・住家被害を受けられた方へ 義援金 第四次配分等のお知らせ

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災された方に対して、国内外の皆様から寄せられた義援金に、金沢市に寄せられた見舞金を上乘せして、次のとおり配分いたします。  
※義援金は、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

## 1. 配分対象及び配分金額

令和6年能登半島地震により下表の被害区分に該当した場合、被災時に居住していた市町へ申請することができます。

すでに申請をされた方は、再度の申請は必要ありません。今回初めて申請される方は、これまでの合計額が配分されます。

被害区分	対象	申請できる方	配分金額			
			計	県	市	
人的被害	死者・行方不明者	今回の震災により、死亡された方のご遺族	災害弔慰金受給者	189万円/人	～三次180万円	9万円
	精神または身体に著しい障害を受けた方	今回の震災により、精神または身体に著しい障害を受けた方	災害障害見舞金受給者	94万5千円/人	<b>四次90万円</b>	<b>4万5千円</b>
	重傷者	今回の震災により、1か月以上の治療を要する負傷を負った方 ※被災後の後片付け作業中に骨折したなどの2次被害は対象外	負傷した本人	11万円/人	～三次10万円	1万円
住家被害	全壊	罹災証明書で「全壊」と認定された世帯 ※被災者生活再建支援制度において「長期避難世帯」または「解体世帯」と認められた場合を含む	住居に居住していた世帯主	197万円/世帯	～三次180万円 <b>四次 7万円</b>	9万円 追加1万円
	大規模半壊	罹災証明書で「大規模半壊」と認定された世帯		149万7千円/世帯	～三次135万円 <b>四次 7万円</b>	6万7千円 追加1万円
	中規模半壊	罹災証明書で「中規模半壊」と認定された世帯		102万5千円/世帯	～三次90万円 <b>四次 7万円</b>	4万5千円 追加1万円
	半壊	罹災証明書で「半壊」と認定された世帯		55万2千円/世帯	～三次45万円 <b>四次 7万円</b>	2万2千円 追加1万円
	準半壊	罹災証明書で「準半壊」と認定された世帯		44万7千円/世帯	～三次35万円 <b>四次 7万円</b>	1万7千円 追加1万円
	一部損壊	罹災証明書で「一部損壊」と認定された世帯		17万円/世帯	～三次10万円 <b>四次 7万円</b>	—

※人的被害と住家被害は重複して申請することができます。

＜裏面に続く＞

## 2. 申請時に必要な書類

(1)令和6年能登半島地震災害義援金等配分申請書

(2)添付書類

①死亡した方のご遺族

- 死亡診断書の写し ※発行にかかる費用は個人負担となります。
- 死亡した方のご遺族であることを証明する書類(戸籍謄本等)
- 死亡した方が住民登録をしていなかった場合は、居住していた事実を証明する書類  
(水道・電気等の料金明細等)

②重傷を負った方

- 医師の診断書の写し ※発行にかかる費用は個人負担となります。

③住家に被害を受けた方

- 罹災証明書の写し
- 被害を受けた住家に住民登録がない場合は、居住していたことを証明する書類  
(世帯主名義の水道・電気等の料金明細等)
- 「みなし全壊」で申請する場合は、解体証明書の写しまたは滅失登記済みの登記簿謄本

④通帳の写し または キャッシュカードの写し

- ・ 振込先の口座番号・名義人のフリガナ表記が記載されているページをコピーしてください。
- ・ 申請者と振込口座名義が異なる場合は、申請書裏面の委任状を記入し、提出してください。

## 3. 申請方法

(1)窓口 場所:金沢市役所 第一本庁舎1階エントランスホール

時間:月～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時45分

(2)郵送 上記2(申請時に必要な書類)をお送りください。

あて先:〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市福祉政策課

## 4. 注意事項

- ・申請書到着後1ヶ月程度を目安に振込送金する予定としております。申請が多数重なった時は、上記の目安を超える場合がありますのでご了承ください。
- ・義援金が支給される前に世帯の全員が亡くなった場合、義援金は支給されません。

## 5. 問い合わせ先

(1)配分対象及び県の配分金額に関すること

義援金配分委員会事務局(石川県健康福祉部企画調整室)

電話:076-225-1412

(2)市の配分金額、申請手続に関すること

金沢市福祉政策課

電話:076-220-2278